

国立情報学研究所 研究データ管理・公開ポリシー（たたき台）

～責任ある研究データの管理・公開に向けて～

(2023年2月17日暫定版)

国立情報学研究所

研究データポリシー検討WG

■ 本文書の位置づけと注意事項

- ・ 本文書でここに共有する「国立情報学研究所 研究データ管理・公開ポリシー（たたき台）」（以下、NII ポリシー）は、まだ策定・調整段階にあり、確定版ではありません。今後修正される可能性がありますので、ご参照の際はその点にご留意ください。
- ・ なお、国立情報学研究所（NII）においては、暫定版のままで2023年度は本ポリシーの試行運用を行いながら必要な修正を随時行い、2023年度末の本承認及び、2024年度からの本格運用を想定しています。
- ・ 2023年度中は、以下の方面との連携・調整を想定しています。
 - NII 教職員（NII ポリシー及び NII RDC の検討）
 - 全国大学関係者（全国版研究データポリシーの検討）
 - RCOS 開発担当（NII RDC へのポリシー実装の検討・開発）
 - 弁護士（法務的な確認）

■ 全国版ポリシー策定に向けてのご協力願い

- ・ 本 NII ポリシーは、NII 喜連川所長の強い要請の下、全国の特に中小の大学において作成される研究データポリシーの雛形となることを強く意識して作成されています。
- ・ 2023年度は、国内大学関係者と対話をしながら全国版ポリシー（ひな形）策定に着手したいと考えています。皆さまのニーズを吸収する上でも、ぜひ、全国版ポリシー（ひな形）の策定にご協力いただければ幸いです。小さな協力でも構わないので、協力いただける方は以下までご連絡ください。
 - RCOS 外部連携チーム（rcos-ext (a) nii.ac.jp）
 - 船守美穂（ポリシー策定担当）（funamori (a) nii.ac.jp）
- ・ なお、本ポリシーを「基本方針」および「実施要領」等に分割し、大学において後者のみ採用などを可能とすることが現在、検討されています。

国立情報学研究所 研究データ管理・公開ポリシー（たたき台） ～責任ある研究データの管理・公開に向けて～

デジタル化の進展に伴い「データ」の重要性が社会全般に高まっている。学術の形成・発展の基本要素となる「研究データ」については特に、その重要性と価値が認識され、研究データの利活用に対する期待が高まっている。研究データの規模や種類も拡大しているため、研究データを効率的に利用・管理できる研究者がデジタル時代における研究を制すと言っても過言ではない状況となっている。同時に、研究データの適切な取扱いについて、社会から厳しい目が注がれるようになっている。

機関は、研究データを効率的かつ適切に管理する環境を整備し、機関において生み出された研究データを利活用に供することにより、機関における研究活動を加速するとともに、社会からの期待と要請に応えることができる。

本ポリシーは、国立情報学研究所（以下、機関）の「研究データ」に関わる対応の基本方針を定めるものである。1) 研究データを効率的かつ適切に管理することのできる、機関の研究データガバナンスを保つこと、2) 学術の発展に資する研究データを長期保存し利活用に供することを基本理念として、その実施の基本方針と対応枠組みをここに定める。

（研究データを取り巻く情勢）

研究データについては、種々の期待やイシューが取り巻いている。まず、研究データの有用性に対する認識が学術界内外で高まっている。データ集中科学や学際領域研究が「第四の研究パラダイム」とも呼ばれるように、研究データを学習データとして用いたり、データ連携したりすることにより、革新的でスケールの大きい学術が展開することが期待されている。

社会からは、公的資金を得て生み出された研究成果の有効利用の観点、並びに説明責任と透明性向上の観点から、研究データの共有・公開及び利活用の拡大が求められている。研究データは社会の場において用いられることにより、社会的課題の解決やイノベーションにつながることが期待される。研究データの共有・公開は、重複研究の縮小にもつながる。

研究データの有効利用に対する期待が高まっているのに対して、デジタルデータは有体の情報に比べて、散逸の危機にさらされている。複製や流通、共有が容易である分、研究データを確実に保存・管理しなくてはならないという意識が低くなっていると考えられる。また、論文などの学術コンテンツを利用する権利が、これら学術コンテンツを管理するサービスを提供する営利企業の手に渡り、アカデミアが自らが生み出した研究成果を、高い利用料を負担して買い戻さなくてはならない事態になってしまふことについても目を向ける必要がある。研究データについて同様の事態に陥らないよう、研究データについては学術界自らの責任で管理・保存・利活用していくことを検討する必要がある。

同時に、研究データの適切な取扱いにおける情報セキュリティや個人情報保護、機密情報流出防止についての制度整備が国際的に進められている。また、研究データの利活用にあたっては、ライセンス管理や研究データ生成者の引用等出典明記などを厳格に行う必要がある。アカデミアにおいては、研究公正や研究再現性の確保が急務となっている。

このようなアカデミア内外の動向から、第6期科学技術・イノベーション基本計画では、研究データの適切な管理・利活用促進のための環境整備を求めていた。具体的には、我が国の研究データに関わる中核的なプラットフォームである研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）の普及・広報と必要な改良、持続的な運営体制の確保、公的資金により得られた研究データへの体系的なメタデータ付与とそれらメタデータの横断的な検索可能性の実現、e-Radとの相互運用性の確保などが目標とされている。

（これまでの学術の継承体制と、今後の大学等学術機関への期待）

研究者がそれぞれに研究テーマを設定し、研究を推進する大学等の学術機関においては、研究データはこれまでもっぱら研究者が管理し、機関はこれに直接的には関与していなかった。代

わりに、学会や大学における講座が学術の保存と継承を担っていた。しかし、学術は世界的に大規模に発展し、学際領域など、既存の学問体系や学会に属さない研究領域が多数出現した。加えて、講座制が改組され、更に研究者の任期制雇用と流動化が進んだことにより、人の縦の繋がりに依存した学術の継承は危機にさらされている。

現代の学術・高等教育の運営体制において、比較的に永続性を有するのは大学等の学術機関のみである。また、研究活動に関わる問題が発生した場合、研究者だけでなく大学等の学術機関にも責任ある対応が求められる。このため、大学等の学術機関が研究データを組織的に管理することが合理的という考え方方が生まれる。

(国立情報学研究所の研究データへの対応)

国立情報学研究所は、情報学分野の研究機関であるとともに、日本の大学に対し学術情報基盤を提供する大学共同利用機関でもある。この双方の観点から、国立情報学研究所は先進的な研究データの管理・利活用の枠組みを生みだし、日本の学術機関の道しるべとならなくてはならない。

研究データについてはこれまで機関が主体的に関与・管理してこなかったことから、本ポリシーではまず、研究データについて機関として責任ある対応を取るための体制や手続きなど、その考え方を整理する。

機関が一方的に研究データを管理するのではなく、機関と研究者との協力関係の上に、研究データを機関管理するとの基本的な考え方を取る。機関と研究者のそれぞれの役割を明確にし、日常的に研究データを共同管理する体制を構築することを目指す。これにより、研究者が研究不正等の嫌疑をかけられ、身の潔白を自ら証明しなくてはならない状況となることを未然に防ぐとともに、万が一そのような状況になった場合でも機関が研究データ管理システムにおける記録をもって、後ろ盾を添えることができる。また日常的には、研究データを効率的・効果的に保存・管理できる場が用意されることを通じて、研究者は研究を効率的に進めることができる。

なお、研究データの管理・利活用は、その管理の側面のみを強化すれば、創造的な研究時間を押しつぶされて研究力の低下を招き、その利活用の側面からオープン性や利便性が過度に追求されても、データ流出やデータ保護の観点から問題が生じる。国立情報学研究所では、研究データに関わる責任ある対応に留意しつつ、研究データの利活用が最大限促進されることを目標として、研究データの管理・公開ポリシーをここに定める。

I. 基本方針

1. 本ポリシーの目的

1.1 本ポリシーは、1) 研究データを効率的かつ適切に管理することのできる、機関の研究データガバナンスを構築・維持するとともに、2) 学術の発展に資する研究データを長期的な利活用に供するために、国立情報学研究所（以下、機関）における研究データの管理・公開枠組みを設定し、学術の継承と発展に寄与することを目的とする。

2. 用語の定義

本ポリシーにおいて、次に掲げる用語は、当該用語の定めるところによる。

(研究データ関連)

研究データ 研究者により研究利用等されたデータを指す。研究データは、デジタル／非デジタルを問わず、当該研究データの説明資料やその取扱いに関する手続きの情報、ライセンスや権利に関する情報、これを生み出すに至った加工・解析ツール、プログラムコードやその実行環境に関する情報、研究課題等の関連資料全般を含むものとする。

機関において生み出された研究データ

機関において新たに生み出された研究データ、あるいは、機関において付加価値が加えられた研究データなど、機関外には同等の研究データが存在せず、新たに共有・公開する価値のある研究データを指す。

研究データ管理計画 (Data Management Plan, DMP)

研究助成機関が、研究助成申請時あるいは研究助成採択時に、研究者から提出を求める、研究課題における研究データに関する管理計画を指す。主に、研究データの共有・公開に着目した計画の提出が求められる。

研究データ管理の方針

研究課題において定められる、研究データの管理・公開の範囲や基準を指す。研究課題情報などの基本情報に加え、研究課題メンバーのアクセス権限設定基準、研究データ保存環境のセキュリティレベル、個人情報や機密情報などに関わる研究データ保護の基準、研究データの公開レベル、研究課題終了後の研究データ保存期間などについて定める。研究課題開始時に定められ、必要に応じて、研究活動期間中に更新される。

研究データ管理記録 (Data Management Record, DMR)

研究課題における研究データの取扱いに関する記録を指す。研究課題メンバーとそのアクセス権限、研究データの保存環境、研究倫理審査や研究公正関連などの手続き、研究データのライセンスや権利関係、研究データを含むファイルの証跡情報、研究成果と関連情報、研究課題終了後の研究データ保存などが、研究課題開始準備段階から研究活動期間中、研究課題の終了段階まで、隨時、記録・更新され、研究データとセットで、機関の研究データガバナンスを支える基礎となる。可能な限り、自動的に記録される。

研究データとその管理方針・記録

研究課題において研究利用等される研究データと、その研究データ管理の方針、研究データ管理記録を指す。

(研究データを対象とした行為関連)

研究データの研究利用等

研究を目的として研究データを収集、生成、加工、解析、利用、共有・公開などをすることを指す。

研究データの管理・公開

研究データの管理と共有・公開、利活用の促進を指す。

研究データの適切な取扱い (管理・公開)

研究データに対する学術機関・研究者としての責任ある取扱い（管理・公開）を指す。法・規則・契約に基づく適正な取扱いだけでなく、研究倫理や研究分野の規範等に則った取扱い、学術の継承や社会への還元の観点等に資する取扱いなども含む。

研究データの機関管理

機関の研究データガバナンス構築・維持のために行う、機関として行う研究データの管理を指す。本ポリシーでは、研究データとその研究データ管理記録をセットで管理することを指す。

研究データの共有・公開

研究データの公開のレベルには、公開／制限公開／制限共有／非公開があり、研究データの共有・公開といった場合の「研究データの共有」は、研究データの制限公開／制限共有を総称したものを指す。

研究データの機関提供

研究データを機関の名の下に、機関内外に提供することを指す。研究データの機関提供の形態には、無償／有償、公開／制限公開／共有／非公開などの場合がある。

研究データの組織的整備

機関が、研究施設や事業、研究課題等において体系的に構築する研究データセットを指す。研究データセットとしては、機関において独自に生み出される研究データから、機関が機関外から受け入れる研究データまで、多様なものが対象となる。

(機関・研究者関連)

機関	国立情報学研究所を指す。
研究者	機関の教職員等、学生等、及びその他の者の内、機関において研究活動を行う全ての者を指す。なお、「教職員等」とは、機関に雇用関係にある全ての者をいい、研究教育職員、特任研究員、RA、事務職員等を含む。「学生等」とは、機関に雇用関係にないが、機関の制度を用いて機関に受け入れた者をいい、総合研究大学院生、連携大学院生、特別共同利用研究員、研究研修生、JSPS特別研究員や外来研究員、インターンシップ生等を含む。「その他の者」とは、機関に雇用関係にない者であって、機関において実施される研究課題に参加する研究者を指す。
研究代表者	研究課題の実施に責任を有する研究者を指す。
研究データ実務責任者	
	研究代表者からの任命を受け、研究課題内の研究データの管理・公開を監督する者を指す。研究課題における研究データの管理・公開実務のために、研究データ実務担当者を置くことができる。また、研究代表者が兼ねることもできる。
最高研究データ責任者 (Chief Research Data Officer, CRDO)	研究データに関わる機関の最高責任者を指す。研究者の研究データ管理・公開及び機関の研究データ管理・公開（主に戦略的推進と環境整備）の双方を所掌する。
メンバー	研究課題に参加する者を指す。研究課題に正式に登録された研究代表者、研究分担者、研究協力者など以外の、当該研究課題に参加し、当該研究課題において研究利用等される研究データにアクセスする可能性のある全ての者を含む。

(研究課題関連)

研究課題	研究資金の種類にかかわらず、一定の計画の下に実施される研究を指す。外部資金に基づく研究課題や研究室の研究グループによる研究課題、研究者一人一人が自身の研究のまとまりに応じて設定する研究課題などがある。
機関において実施される研究課題	研究者が機関において実施する研究課題を指す。ただし、機関の研究者が研究代表者となっている研究課題において、研究助成機関等と研究分担者の所属機関との間に研究契約等が存在する場合は、その部分は除外する。
機関横断研究課題	研究課題のうち、複数機関の研究者が参加するものを指す。

(研究データ管理・公開の枠組み関連)

研究データガバナンス	機関における研究データに関する統治を指す。研究データガバナンスにおいては、機関として方針を策定し、そのための基準、制度、情報基盤、体制の整備などの環境整備を行い、研究者の研究データ管理を支援することにより、機関として一貫した研究データ管理を実施することを指す。本ポリシーにより、機関の研究データガバナンスが保たれる仕組みが定められる。
------------	---

(研究データ管理・公開のための情報システム)

研究データ管理システム

機関が、機関における研究データの管理のために整備する情報システムを指す。研究データ管理システムは、運用や管理の側面において、組織におけるデータガバナンスを確保するためのものと、研究者がその他の理由により独自に採用するものに大別できる。両者を連携させて研究データガバナンスを確保する場合も想定されるが、本ポリシーにおける研究データ管理システムとは、組織が研究者に提供するシステムのことと指す。

機関リポジトリ

機関が、機関における知的生産物を電子的形態で集積し保存・公開するために設置する電子アーカイブシステムを指す。

3. 適用範囲

(適用対象者)

3.1 本ポリシーは、研究者及び研究データの管理・公開に携わる全ての職員を対象とする。

(適用対象研究)

3.2 本ポリシーは、機関において実施される全ての研究課題を対象とする。

(適用対象研究データ)

3.3 本ポリシーは、機関において実施される全ての研究課題において機関の研究者により研究利用等される研究データを対象とする。

4. 機関が管理・公開する研究データの考え方

(機関において管理する研究データ)

4.1 機関は、以下の研究データについて、機関としての研究データガバナンスを保つ。機関における研究データの管理については、第9条に定める。

- ① 研究データを研究利用等する者が機関の研究者であるか否かにかかわらず、機関において実施される研究課題において研究利用等される研究データ

(機関において共有・公開される研究データ)

4.2 機関は、以下の4つの場合の研究データのうち、共有・公開するに適し、かつ、学術の発展に資する研究データについて、長期的な共有・公開に配慮する。機関における研究データの共有・公開の方法については、第10条及び第11条に定める。

- ① 機関において生み出された研究データ（4.1条①に含まれる）
- ② 機関において研究利用等された①以外の研究データのうち、共有・公開するに適すると判断されるその他の研究データ（4.1条①に含まれる）
- ③ 機関において収集、あるいは機関に寄託され、組織的に整備された研究データ
- ④ 機関において共有・公開するに適すると機関が判断するその他の研究データ

5. 機関における研究データ管理・公開の考え方

(機関の研究データ管理・公開に求められる要件)

5.1 機関は、以下の考え方に基づき、機関において研究利用等される研究データに対して責任ある対応を探る。

- A あらゆる法や規則、契約等に関わるコンプライアンス及び説明責任を全うする。（6.2, 12.2条）
- B 可能な限り確実かつ適正な研究データの取扱いに努める。
 - ① 研究データの確実な管理と保存、セキュアな研究データの保存環境の整備（12.3条）
 - ② 研究データと関連情報の保護（12.4条）

- ③ 研究データの帰属と利用権限の適正な運用（12.5条）
- ④ 研究公正、研究再現性の担保への配慮（12.6条）
- C 可能な限り多くの研究データの長期的な共有・公開に努める。（10, 11, 12.7条）

（機関の研究データ管理・公開の基本的な指針）

5.2 機関は、以下の考え方留意し、研究データを管理・公開する。

- D 研究データの利活用や、研究者の研究活動の促進と研究データ管理負担の低減を念頭において研究データ管理・公開枠組みの工夫に努める。
- E 機関と研究者との協力と信頼関係に基づき、両者の責任において研究データを管理・公開する。（6条）
- F 研究データの共有・公開にあたっては、研究データの機密性及び、国・機関・研究者の利益に配慮し、公開の範囲や共有・公開手続きを定める。

6. 機関と研究者の協力の原則と責任分担

（機関と研究者の協力の原則）

6.1 研究データは、これを研究利用等する研究者が管理することが研究遂行上、最も合理的であると認識し、機関の研究データガバナンスを、機関と研究者との協力と役割分担の上に、構築・維持するものとする。

（機関の責務）

6.2 機関は、機関として責任ある研究データの管理・公開を実現するために、以下を行う責務がある。この際、機関は研究者に過剰な研究データの管理負担を強いないよう、研究者の負担軽減と研究活動促進につながる環境整備と枠組みの工夫に配慮する（5.2条D）。

- ① 機関として必要な、研究データに関わるあらゆる法や規則、契約等に関わるコンプライアンス及び説明責任への対応（9条）
- ② 研究データを効率的かつ適切に管理することのできる、研究データガバナンスのための環境整備（9, 12条）
- ③ 可能な限り多くの研究データが共有・公開されるための環境整備（10-12条）

（研究者の責務）

6.3 研究者は研究データを常に確実、かつ誠実に管理し、可能な限りそれを共有・公開と利活用に供する責務がある。ただし、研究データの管理・保存ならびに共有・公開と利活用の方法と範囲は、本ポリシーや研究者の参加する研究課題、それぞれの研究分野における定めに反しない範囲で、研究者が決定できるものとする。

（研究者が機関を去る場合の対応）

6.4 研究者が機関を去る場合は、機関の責任ある対応に継続性があるよう、第13条に示す方法に基づく手続きを行う。

7. 機関の研究データ管理・公開に関わる責任体制

（基本的な考え方：機関の責任体制の全体像）

7.1 機関の研究データ管理・公開に関わる責任体制は、以下の3つからなる。

- ① 研究者一人一人の自身の研究データの管理・公開についての責任（7.2条）
- ② 研究代表者による研究課題の統括責任（7.3条）
- ③ 機関による①②の機関管理責任（7.4条）

機関横断研究課題においては、各機関が自機関の研究者の研究データの管理・公開について責任を負うという原則の下、当該研究課題の研究代表者が1) 機関の研究者ではない場

合、機関は機関の研究者について（7.5条）、2) 機関の研究者である場合、研究代表者は研究課題全体を統括しつつも、機関は研究契約等を通じて機関において実施される研究課題の範囲について（7.6条）、7.2-7.4条に準じた責任体制をとる。

(研究者の研究データ管理・公開責任の原則)

- 7.2 機関の研究者は、6.3条に基づき、個人研究／グループ研究の別に関わらず常に、自身が研究利用等する研究データの管理・公開について責任を有する。
研究者の研究データの管理・公開に関する責務は、9.4条と10.2条による。

(研究課題における責任体制)

- 7.3 機関において実施される研究課題における研究データの管理・公開については、当該研究課題に参加する各メンバーが自身が研究利用等する研究データの管理・公開について責任を有するという前提のもと、当該研究課題の研究代表者が統括責任を有する。
研究代表者の研究課題における研究データ管理・公開の統括に関する責務は、9.5条と10.3条による。

(機関の責任体制)

- 7.4 機関は、7.2条に基づく機関の研究者による研究データの管理・公開と、7.3条に基づく機関において実施される研究課題における研究データの管理・公開について以下の責任体制を適用し、6.2条に示す機関の責務を担うことを通じて、組織としての機関管理責任を果たす。

①	研究データ管理・公開の機関最高責任者	所長
②	研究データ管理・公開の機関責任者（CRDO）	副所長（研究担当）
③	研究データ管理・公開の責任者	研究者／研究代表者（7.2、7.3条）
④	研究データ管理・公開の環境整備の責任者	（CRDOの指名／兼務による）
④-1	研究データ管理・公開戦略・支援の責任者	（URA部門長）
④-2	研究データ管理・公開事務の責任者	（研究推進部門長）
④-3	研究データ管理システム整備・運用の責任者	（情報基盤部門長）
④-4	機関リポジトリ整備・運用の責任者	（図書部門長）

(機関横断研究課題の責任体制(1)：研究代表者が機関の研究者ではない場合)

- 7.5 機関横断研究課題において、研究代表者が機関の研究者ではない場合、機関は、当該研究課題に参加する機関の研究者の研究データの管理・公開について、7.2条と7.4条に準じた責任体制をとる。

(機関横断研究課題の責任体制(2)：研究代表者が機関の研究者の場合)

- 7.6 機関横断研究課題において、研究代表者が機関の研究者である場合、機関は、当該研究課題に参加する各メンバーの研究データの管理・公開についてメンバーそれぞれの所属機関が責任を有するという前提のもと、当該研究課題における研究データの管理・公開について、7.2-7.4条に準じた責任体制をとる。

II. 機関の研究データの管理・公開枠組み

8. 機関の研究データの管理・公開枠組みの全体像

8.1 機関は以下を通じて、機関の研究データに対する責任ある対応をとる。

- ① 機関における研究データの管理（研究データガバナンスの構築・維持）（9条）
- ② 研究者が研究利用等した研究データの長期的な共有・公開と利活用の促進（10条）
- ③ 組織的に整備される研究データの機関提供と利活用の促進（11条）
- ④ 研究データを責任もって取り扱うための環境整備（12条）

9. 機関における研究データの管理（研究データガバナンスの構築・維持）

（基本的な考え方：研究データ管理の目的）

9.1 機関は、研究データを効率的かつ適切に管理することのできる、機関の研究データガバナンスを構築・維持することを通じ、研究者の研究の加速及び、機関のコンプライアンスと説明責任を全うするものとする。

機関が、6条の「機関と研究者の協力の原則と責任分担」に基づき、研究者とともに研究データについて責任ある対応を取ることにより、研究者は、自身がこれまで負ってきた研究データの管理・公開とその責任について、組織的な支援と後ろ盾を得ることができる。

（研究データガバナンスの範囲）

9.2 機関は、5.1条「機関の研究データ管理・公開に求められる要件」に基づく以下の項目を、管理することを通じて、研究データガバナンスを構築・維持する。これらの対象を管理するための規則や運用方針が機関に定められていない場合、機関は規則や運用方針を制定し、研究データガバナンスの構築・維持を可能とするように努める。

なお、①～④は機関の運用方針に基づき厳格に管理される必要があるが、⑤～⑥の管理の範囲及び方法は、研究者及び研究代表者の裁量に委ねられる。

- ① 研究データのセキュアな管理と保存
- ② 研究データと関連情報の保護
- ③ 研究データに関わる権利関係等の明確化と保護
- ④ 研究課題内の研究データに関わる帰属と権限の適正管理・運用
- ⑤ 研究公正・研究再現性のための研究履歴の管理・保存
- ⑥ 研究成果等の長期保存と共有・公開

（研究データ管理の場面）

（研究データとその管理方針・記録の利用）

9.3 研究データガバナンスは、1) 研究課題において研究利用等される研究データと、2) これを管理するために9.2条の各項目に対応して研究課題開始時に作成される研究データ管理の方針、3) 当該方針に基づき研究活動期間中に常時作成・更新される研究データ管理記録により、保つものとする。

管理・記録される研究データとその管理方針・記録の範囲は、法・規則・契約・研究分野の規範等の遵守に反しない範囲で、研究課題の内容や研究者と研究代表者の裁量に委ねられる。以下の項目については最低限、研究データ管理記録の一部として保存され、機関と共有されるものとする。

- ① 外部資金に基づく研究課題ごとの研究データとその管理方針・記録
（当該研究課題終了時点より10年間の凍結保存）
- ② 研究成果とその根拠データ
（研究成果発表時点より10年間の凍結保存）
- ③ 研究成果の書誌情報

(機関リポジトリにおける半永久的公開。可能であれば、当該研究成果と関連情報の共有・公開を含む)

機関は、研究データガバナンスを実現するのに必要な範囲で、研究データとその管理方針・記録を閲覧・保存するものとする。

(研究者の責務：研究課題の研究データ管理と記録)

9.4 研究者は、9.3条に示す研究データとその管理方針・記録を自身が関わる研究課題ごとに管理・記録することで、7.2条の研究データ管理の責任を果たすものとする。

なお、研究者は、自身が実施・参加する研究課題に設定された研究データ管理の方針がある場合には、可能な範囲でこれに沿うものとする。

(研究代表者の責務：研究課題の研究データ管理の統括)

9.5 研究代表者は、研究課題のメンバーが7.2条の研究データ管理の責任を果たすことを前提のもと、以下の3つの責務を担うことで、7.3条の研究課題における研究データの管理・公開の統括責任を果たすものとする。

研究代表者は、研究課題内の研究データ実務責任者を任命し、①～③の責務を遂行する。
研究データ実務責任者は、研究代表者が兼ねることもできる。

- ① 研究課題における研究データの管理方針の策定と、研究課題のメンバーへの周知、順守への配慮
- ② 研究課題における研究データの管理と記録の作成・更新（特に9.3条②③④）
- ③ 研究課題のメンバーによる研究データの管理の実施の監督（特に9.3条①⑤⑥）

(機関のコンプライアンス履行)

9.6 機関は、9.3条の研究データ管理の方針と記録、研究データを機関管理し、機関のコンプライアンス及び説明責任を果たすものとする。

(機関の責務：環境整備)

9.7 機関は、研究データを適切に保存・管理できる12条の環境を整備・運用することを通じ、研究者の研究データ管理を支援するものとする。

(人材育成、周知)

9.8 機関は、**4.1条に関わる機関内外の研究者に対して**、研究データ管理の理念や方法について説明資料を整備し、学べる機会を提供し、周知するものとする（12.1条）。

10. 研究者が研究利用等した研究データの長期的な共有・公開と利活用の促進

(基本的な考え方：研究データの共有・公開の目的と基準)

10.1 機関は、機関において研究者が研究利用等した研究データが、学術の継承及び進展の可能性、公益性及び公的資金を得た研究成果の社会への還元の観点、研究成果の再現性の向上及び研究活動の透明性向上の観点から、長期的に共有・公開され、利活用に供されるよう、配慮するものとする。

この際、機関は4.2条に基づき、機関において新たに生み出された研究データを中心と共に共有・公開するものとする。また、機関横断研究課題において生み出された研究データについても、当該研究課題に関わる研究者からの申し出があった場合は、その共有・公開を可能な限り支援するものとする。

なお、研究データの共有・公開にあたっては、研究データの機密性及び、国・機関・研究者の利益に配慮し、公開の範囲や共有・公開手続きを定めるものとする（5.2条F）。

(研究者の責務：研究データの共有・公開)

10.2 研究者は、自身が研究利用等した研究データについて、10.1条に挙げた観点に基づき共有・公開、利活用に供する研究データを選定し、可能な限りそれを共有・公開、利活用に供した上で、研究データ管理記録に記録するものとする。

なお、研究者は、自身が実施・参加する研究課題に設定された研究データの共有・公開基準がある場合には、可能な範囲でこれに沿うものとする。

(研究代表者の責務：研究データの共有・公開基準の設定)

10.3 研究代表者は、自身の関わる研究課題等において研究利用等された研究データについて、10.1条に挙げた観点に基づき、可能な限りそれを共有・公開、利活用に供するものとする。そのために、研究代表者は研究データ実務責任者を通じて、以下の責務を遂行する。

- ① 研究課題における研究データの共有・公開基準の設定と、研究課題のメンバーへの周知
- ② 研究課題のメンバーによる研究データの共有・公開の可否と公開レベルの判断
- ③ 研究課題における研究データの共有・公開と研究データ管理記録における記録

(研究データ共有・公開の手段)

10.4 研究データを共有・公開、利活用に供する場合は、機関リポジトリ、又は、それ以外のサービス等を利用することができます。

ただし、機関リポジトリ以外のサービス等を利用する場合は、研究データの保存・提供に関わる信頼性と永続性、公共性、国内管理可能性に十分に留意すると共に、機関リポジトリにおいて、その所在情報を登録するものとする。

(共有・公開する研究データの信頼性等)

10.5 研究者は、共有・公開、利活用に供する研究データへの説明情報の付加、データ完全性への配慮、データと関連情報の保護等、共有・公開、利活用に供する研究データの信頼性について責任を有するものとする。

(機関の責務：環境整備と研究データの共有・公開)

10.6 機関は、機関リポジトリを12.7条に準じる方法で整備し、機関の研究者による以下の研究データを共有・公開、利活用に供するものとする。

- ① 既掲載の論文等の根拠データ、サブリメンタルデータ
- ② 投稿中の論文等の根拠データ、サブリメンタルデータ
- ③ 研究利用等した研究データ
- ④ 特定の視点で収集・編纂したデータセット
- ⑤ その他、機関において収集・生成されたデータセットや、機関外に共有・公開すると有益と機関が判断した研究データなど

(人材育成、周知)

10.7 機関は、4.2条に関わる研究者や組織に対して、研究データ共有・公開の理念や方法について説明資料を整備し、学ぶ機会を提供し、周知するものとする（12.1条）。

11. 組織的に整備される研究データの機関提供と利活用の促進

(基本的な考え方)

11.1 機関は、機関において組織的に整備される研究データが、必要とする利用者において安心して利活用されるよう、その責任ある機関提供と利活用の促進に可能な限り努めるものとする。

(研究データの責任ある機関提供への配慮)

11.2 機関は、研究データの機関提供にあたり、以下についての配慮の基準と方法を設定し、それを履行することで、可能な限り責任ある研究データの機関提供に努める。

- ① データ提供者の意向と権利関係への配慮
- ② 機関提供される研究データの信頼性への一定の配慮
- ③ データ提供における適切な提供対象者及び使用条件の設定
- ④ 保護を必要とする研究データと関連情報の適切な取扱い
- ⑤ サービスの堅牢性、安定性、永続性への配慮
- ⑥ サービスにおける全般的な法令順守

(研究データの利活用促進への配慮)

11.3 機関は、可能な限り多くの研究データが提供ならびに利活用されるように、機関提供のサービスにおいて、以下に努める。

- ① 機関提供する研究データ拡大のためのデータ提供者への呼びかけ
- ② サービスの広報、利用方法説明
- ③ メタデータや利用統計情報の提供
- ④ 全般的な、サービスの利用しやすさ、先進性、需要喚起力への配慮
- ⑤ 可能な限りFAIR原則に照らしたメタデータと研究データの整備
- ⑥ 研究データの種類や性質に応じた、標準的なAPI等のアクセス手段の提供

(環境整備の支援)

11.4 機関は、11.2－11.3条に示す研究データの責任ある機関提供と利活用の促進のための環境整備を支援するものとする（12.7条⑤）。

12. 研究データを責任もって取り扱うための環境整備

(基本方針な考え方：環境整備の全体像とその周知)

12.1 機関は、5.1条に示す要件に基づき、機関において研究利用等される研究データに対して責任ある対応を探ることができるよう、12.2－12.7条に示す環境の整備をする。環境整備には、基準、制度、情報基盤、体制の整備及び、これらに関する周知が含まれる。なお、機関は必要に応じて、12.2－12.7条に挙げた以外の環境整備にも配慮するものとする。
加えて、機関は機関の教職員及び4.1条の研究データを研究利用等する研究者に対して、本ポリシーに示す研究データ管理・公開の理念や方法について学べる機会を提供し、周知するものとする。

(コンプライアンス及び説明責任のための環境整備)

12.2 機関は、研究データの管理に関連して、あらゆる法や規則、契約等に関わるコンプライアンス及び説明責任を全うすることができるよう、以下の環境整備を講ずる。

- ① 研究データと研究データ管理記録を機関と研究者が協力して管理できる体制や制度、情報基盤等の整備
- ② 研究データ管理事務の所掌内容の明確化と事務体制の整備
- ③ 研究データ管理システム及び研究データ管理記録ツールの整備
- ④ 研究データ管理記録の項目、基準、方法などの整備
- ⑤ 研究データの管理・記録に関する定期的な啓発及び助言体制の整備

(研究データの確実な管理・保存のための環境整備)

12.3 機関は、研究データが確実に管理・保存されるように、以下の環境整備を講ずる。

- ① 研究データの確実な管理・保存に係わる基準の明確化
- ② 研究データと研究データ管理記録のセキュアな保存環境の整備と利用提供
- ③ 研究課題等終了時の研究データの保存体制の整備と運用

(研究データと関連情報保護のための環境整備)

12.4 機関は、研究データと関連情報が保護されるように、以下の環境整備を講ずる。

- ① 研究データの情報セキュリティの確保のための環境整備
- ② 研究データに含まれる個人情報の適切な取扱いの確保
- ③ 研究データの安全保障貿易管理と研究インテグリティ確保のための環境整備
- ④ 共同研究契約やライセンス等における研究データの権利関係の明確化と契約遵守
- ⑤ その他、必要とされる研究データ保護のための環境整備

(研究データの帰属や利用権限の適正運用のための環境整備)

12.5 機関は、研究データの帰属や利用権限が適正に運用されるように、以下の環境整備を講ずる。

- ① データの入手から利用提供に至る一連の活動において研究データの取扱いに関わる者（データ寄託者、生成者、加工・解析者、外部利用者等）に関するデータ帰属や利用権限の管理のための基準の策定と運用体制の整備
- ② 研究課題のメンバー間のデータ帰属や利用権限が適正に管理されるための管理環境の整備

(研究データの研究公正及び研究再現性のための環境整備)

12.6 機関は、研究データの研究公正及び研究再現性が保たれるように、以下の環境整備を講ずる。

- ① 研究公正及び研究再現性に関わる研究者への啓発
- ② 研究成果の保存環境の整備と運用（研究成果情報の登録、研究データ10年保存）
- ③ ファイルの入出力・編集記録環境の提供（証跡情報）
- ④ 研究再現性の向上を可能とするツール等の調査と情報提供

(研究データの長期的な共有・公開のための環境整備)

12.7 機関は、可能な限り多くの研究データが長期的に共有・公開されるように、以下の環境整備を講ずる。なお、ここで整備する機関リポジトリは、研究データの機関提供の一環として、11条に示す基準や配慮に準ずるものとする。

- ① 機関リポジトリとその運用体制の整備
- ② 機関リポジトリへのセルフアーカイブ機能と制限公開機能の整備
- ③ 研究データの共有・公開に関する定期的な啓発及び助言体制の整備
- ④ 研究データの共有・公開基準等、機関リポジトリの運用規則の整備
- ⑤ 研究データの責任ある機関提供と利活用の促進のための環境整備の支援（11.4条）

III. 関連付則

1 3. 研究者の離籍・受入に關わる対応

(研究者が機関を離籍する場合)

13.1 研究者が機関を離籍する場合は、当該研究者が研究利用等した研究データに対する機関の責任ある対応に継続性があるようとする。

- ① 機関を離籍する研究者（以下、離籍研究者）が、機関に在籍中に研究利用等した研究データ及びその研究データ管理記録（以下、離籍研究者の研究データ等）の機関管理については、当該研究者の離籍後も継続して、所定の期間、機関に保存・管理するものとする（9.3条）。
- ② 异動先の機関による離籍研究者の研究データ等の機関管理については、離籍研究者から機関への申請と機関の承認、並びに、異動先の機関による引き受けの承認により、可能とする。ただし、離籍研究者の研究データ等を機関管理できるのは、異動先の機関が学術機関の場合に限る。

- ③ 離籍研究者による自身が研究利用等した研究データ等のコピー持ち出しについて
は、契約等研究データの利用や権利に関わる特別の定めがない場合に限り、研究者
の所属する組織の長の了承及び、所属する組織の長による機関への申請と機関の承
認をもって、可能とする。
- ④ 機関は、機関を離籍する研究者の研究利用等した研究データが最大限、利活用に供
されるよう、機関を離籍する研究者に対して、研究データを10-11条に定める方法
で共有・公開するよう、勧めるものとする。退職、あるいは学術以外の機関に移籍
する研究者に対しては特に強く勧める。

(研究者を機関に受け入れる場合)

13.2 研究者を機関に新たに受け入れる場合、機関は当該研究者が研究利用等する研究データに
に対する組織的な対応が常に維持されるようにする。

- ① 機関に受け入れる研究者（以下、受入予定研究者）が異動前の機関において研究利
用等した研究データ及び研究データ管理記録（受入予定研究者の研究データ等）の
機関管理については、受入予定研究者による機関への申請と研究者の所属する予定
の組織の長の承認、及び、研究者の異動元機関の承認及び引き渡しの手続きをもつ
て、受入可能とする。

14. 関連規則等

(関連規定)

14.1 研究データに関する関連規定等としては、以下が挙げられる。

これら関連規定等は本ポリシーと並行して存在し、検討の事案に關係の深い規定から順に
適用される。

- ① 研究公正、研究倫理関連
- ② ライフサイエンス研究等に係る倫理、安全等関連
- ③ 知的財産、著作物等取扱関連
- ④ 個人情報保護関連
- ⑤ 安全保障輸出管理関連
- ⑥ 文書管理、情報公開関連
- ⑦ 機関リポジトリ関連
- ⑧ 情報セキュリティ対策関連

(特別の定めの優先)

14.2 契約や規則等による特別の定めがある場合は、当該特別の定めが優先される。

15. ポリシーの試行と定期的見直し

(ポリシーの見直し)

15.1 本ポリシーは、研究データを取り巻く環境の変化に応じて、定期的に見直すものとする。

(ポリシーの試行)

15.2 本ポリシーは、2023年度を試行期間とみなし、その間に実施ガイドライン及び環境整備を行
い、また、ポリシーの不具合について隨時、見直しを行った上で、2024年度からの本格
用を目標とする。